

生駒市図書館資料収集方針

第1 趣旨

この方針は、「生駒市図書館（分館・図書室）の運営方針」に基づく事業を円滑に行うため、図書館資料の収集について必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的な考え

「図書館の自由に関する宣言」の精神に基づき、市民の知る自由を保障するため、次に掲げる事項に留意して資料の収集に心がける。

- (1) 多様な対立する意見のある場合については、さまざまな観点に立った資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、政治的立場を理由に、その著作を排除しない。
- (3) 個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4) 外部の圧力や干渉によって収集の自由を放棄しない。
- (5) 寄贈資料の受入れに当たっても同様とする。

第3 資料収集に当たっての考え方

- (1) 図書館資料に対する市民の要望の把握に努め、収集の参考とする。
- (2) 基本的、入門的な資料は、積極的に収集する。
- (3) 郷土に関する資料、生駒市内で刊行された資料及び生駒市にゆかりのある著者の著作は、積極的に収集する。
- (4) 児童図書については、子どもの特性に考慮し、丁寧な選書を心がける。
- (5) 資料の収集は、購入のみならず、寄贈等も必要に応じて活用する。

第4 収集のための組織

- (1) 資料の選択は、利用者サービスに従事する職員が行うものとする。
- (2) 資料の選定は、利用者サービスに従事する職員で構成される選書会議で行うものとする。
- (3) 図書館長は、選書会議の結果に基づき、収集する資料を決定するものとする。

第5 収集する資料の種類

- 1 収集する資料は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 図書
 - (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌等）
 - (3) 地域資料（行政資料、郷土資料等）

- (4) 視聴覚資料
- (5) 電子資料
- (6) その他

2 収集に際して特に慎重に検討する資料

- (1) 人権又はプライバシーを著しく侵害するおそれがある内容の資料
- (2) 青少年に悪影響を与えるおそれがある資料
- (3) マスコミ等で議論が分かれている資料
- (4) 社会や国家を否定し、又は破壊を肯定していると見なされる資料

3 収集から除外する資料

- (1) マンガ（学習マンガ、電子書籍を除く。）
- (2) 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集等（電子書籍を除く。）
- (3) 選書会議の結果、蔵書としないと判断した資料

第6 資料の更新・除籍・廃棄

- (1) 常に新鮮で適切な蔵書構成を保つために、資料の更新を行う。
- (2) 資料の除籍及び廃棄については、別に定める。

第7 その他

- (1) 社会の変化又は市民の要望を反映するため、必要に応じて収集方針を見直す。
- (2) この方針に定めるもののほか、資料の収集に関する事項については、図書館長が定める。

附 則

この方針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年10月1日から施行する。